

豊橋市監査公表第14号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知が
あったので、次のとおり公表します。

令和4年2月10日

豊橋市監査委員	古 池 弘 人
同	朝 倉 茂
同	星 野 隆 輝
同	二 村 真 一

定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和3年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
防災危機管理課		03-10	意見	被災支援用無線アクセスポイント機器設定変更作業委託業務において、当初予算に比べ多額の流用をした結果、備蓄品の質の低下を招いたため、予算編成時に十分な精査を行うよう努められたい。	本件は予算内示後、当初予定していた見積内容に漏れがあることが発覚し、追加費用を捻出するため当初予算より多額の流用を行ったことによるものであるが、このような事態を起こさないため、予算編成時に多額の事業費が見込まれる事業については、業者の見積書提出に際し無理をさせない見積徴収期間を取るよう令和3年9月に所属職員へ周知を図った。	R4. 1. 25
市民協創部	市民課	03-10	意見	<p>マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付サービスは、平成29年1月からの開始以来、年々利用者が増加し、それに伴いコンビニ事業者等に支払う委託手数料等も増加しているが、証明書交付手数料については長年据え置いたままである。当該サービスは市民の利便性の向上や窓口の混雑緩和などメリットが大きいことから今後も利用の促進を図りたいとのことであるが、証明書交付事務に要する経費に対する受益者負担の考え方を整理し、適切な証明書交付手数料の額について検討を進められたい。</p> <p>また、駅前窓口センターのemCAMPUSへの移設を契機に、同センター利用者が駅前大通公共駐車場（第一・第二）を利用した場合の駐車料金について、証明書交付及び旅券事務に要する時間を根拠とした1件30分の割引サービスを新たに開始しているが、今後は証明書コンビニ交付の利用促進を図る方針であることや、旅券事務は東三河広域連合が行う事務であることを踏まえ、当該サービスの目的について考え方の整理に努められたい。</p>	<p>証明交付手数料については、今後も「受益者負担の原則」に基づき、交付にかかるコストとの比較を行うとともに、コンビニ交付、窓口交付それぞれの位置づけや将来的な見通しなども考慮した上で、適正な手数料額の検討を進めていく。</p> <p>駐車料金割引サービスについては、東三河広域連合構成市町村独自の取組は、各団体の負担としていることから豊橋市の負担としている。今後、コンビニ交付や行政手続のオンライン化の進展が見込まれる中、利用者の利便性と受益者負担との兼ね合いなどを改めて考慮し、その目的について考え方を整理するよう努めていく。</p>	R4. 1. 31
	市民課	03-10	意見	広告入り窓口用封筒無償提供事業において、公募型プロポーザルにより選定した事業者に広告入り窓口用封筒及び封筒設置台を無償で提供させている。本事業では広告料の徴収を要件としていないが、同課で設置している広告付き窓口案内表示板については、無償での案内表示板設置に加え、広告料も徴収していることから、本事業においても広告料収入の提案を評価項目に加えるなど、収入確保の取組に努められたい。	同事業における次回公募時においては、広告料収入の提案を評価項目に加えるなど、自主財源の確保に留意するよう努める。	R4. 1. 31
福祉部	福祉政策課	03-10	指摘事項	斎場整備・運営事業において、使用料金の徴収事務を指定管理者に委託するに当たり、地方自治法施行令の規定による告示が行われていなかつたので、適正な事務処理をされたい。	本指摘事項について、地方自治法施行令第158条第2項に基づき、告示した。今後同様の業務を行う場合は、関係法令を遵守し、規定に沿った事務処理を行う。	R3. 12. 24
こども未来部	こども若者総合相談支援センター	03-13	指摘事項	清掃委託業務に係る契約規則第52条の2の規定による発注見通しなどの公表において、令和2年3月31日付け契約検査課長通知により、令和2年度から窓口閲覧に加えて各課ホームページにより行うこととされているが、ホームページへの掲載が行われていなかつたので、適正な事務処理をされたい。	発注見通しについて、令和3年11月ホームページへの掲載を行うとともに、適正な事務処理を課内に周知した。	R4. 1. 21

定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和3年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
こども未来部	こども若者総合相談支援センター	03-13	意見	ホームページの役割は、これを利用する誰もが求める情報を等しく快適に取得できるようにすることであるが、「豊橋版「子どもの貧困を考える」ハンドブック」のリンク先に何も掲載されていないなど掲載情報の漏れがあったので、情報発信ツールとしての信頼性を損なうことのないようホームページの適切な管理に努められたい。	令和3年11月「豊橋版「子どもの貧困を考える」ハンドブック」のリンク切れを修正するなど、ホームページの内容を確認し適切に情報を掲載するよう修正を行うとともに、ホームページを適切に管理するよう課内に周知した。	R4.1.21
健康部	こども保健課	03-13	意見	離乳食講習会指導業務委託において、一者随意契約理由に複数の管理栄養士又は栄養士が担当する必要があるとされているにもかかわらず、仕様書に条件として記載されていなかったので、仕様書の内容を見直すなど、適切な事務の執行に努められたい。 また、業務実績報告書に仕様書の業務内容が反映されていない部分があったので、業務報告書の内容を見直すなど、適切な事務の執行に努められたい。	令和4年度契約（令和4年4月1日締結予定）については、一者随意契約理由と仕様書の条件が相違しないよう仕様書の見直をした。 また、令和3年12月分の業務実施報告書から仕様書の業務内容を網羅した様式に見直した。	R4.1.25
	こども保健課	03-13	意見	公用車のエアコン修繕において、「早急に修繕する必要がある」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき一者随意契約をしているが、当該規定を根拠とすることは妥当でないので、適切な根拠に基づく契約事務の執行に努められたい。	今後、自動車修繕の見積依頼をする場合は、車両を修理工場に持ち込み故障が疑われる箇所を分解し、故障箇所を特定した後でなければ、詳細な修繕内容も確定できないため、公平な条件(仕様)のもとで複数者による見積り合わせを行いうことができないという理由をよく理解し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠に見積依頼を行うことを課内で徹底した。	R4.1.25
	食肉衛生検査所	03-13	意見	指定検査機関食鳥検査業務に係る決裁書類において、契約書の仕様書とは物品名称の異なる仕様書案が添付されていたので、決裁過程における契約書案のチェックを慎重に行うよう適切な事務処理の執行に努められたい。	文書の起案及び決裁は、「文書事務の中でも最も重要で基本的な作業であるという認識を強く持つこと」及び「事務処理の際は慎重かつ厳重にチェックを行うこと」について、令和4年1月に所内研修を実施し周知徹底を図った。	R4.1.24
	こども発達センター	03-13	意見	ホームページの役割は、これを利用する誰もが求める情報を等しく快適に取得できるようにすることであるが、公式ホームページにおいて、お知らせの項目の「ほいっぷ内での子育て・障害児支援に関する研修会（外部団体）」のリンク先に何も掲載されていなかったので、情報発信ツールとしての信頼性を損なうことのないようホームページの適切な管理に努められたい。 また、施設の新型コロナウイルス感染症対策などの情報掲載がなかったが、当該情報は利用者にとって重要な情報と思われる所以、ホームページを活用した効果的な情報発信に努められたい。	指摘のあったお知らせの項目については、今後開催する見通しがないことから、令和3年11月にホームページから削除した。 施設の新型コロナウイルス感染症対策の情報については、令和3年12月にトップページに掲載した。	R4.2.2

定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和2年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
企画部	シティプロモーション課	02-7	指摘事項	NHK番組情報誌及びポスター作成業務委託において、補正予算（繰越明許費）に係る議決を得ることなく業務期間を延長する変更契約を行っていたので、適正な事務処理をされたい。	法令や規則を再確認し、適切な事務手続きに関する理解を深めるとともに、令和3年2月に課内全体のチェック体制を強化し、関係各課と密に情報共有や協議を行う体制を整えた。	R4.1.19
	シティプロモーション課	02-7	意見	ええじゃないかとよはし映画事業費補助金において、補助事業者は、当該補助金に加え市の施設の使用料減免を受けて事業を行っているが、市の補助金を受けない民間団体において長年同様の事業が行われているので、費用対効果を勘案し、補助事業継続の必要性について検討されたい。	関係者との協議において、費用対効果を勘案し、映画祭の実施については取りやめることとし、令和4年度からは予算化しないことを決定した。	R4.1.19
	シティプロモーション課	02-7	意見	NET EASEインバウンド対応負担金において、主催者の一員となっている市の位置づけや市が負担する根拠が明確でない状況であるが、負担金を前金払うこととしているので、事業計画を明らかにし、市が負担する意義と事業効果を厳格に検証することにより、適切な予算執行に努められたい。	関係者との協議において、市が負担する意義と事業効果を厳格に検証し、令和3年度からは予算化しないことを決定した。	R4.1.19
	シティプロモーション課	02-7	意見	NHK連続テレビ小説エール展の開催に係る契約において、相手方の業務内容に展示品の陳列等が含まれているが賃貸借契約としているため、業務委託契約とするなど適切な事務処理に努められたい。	令和3年度からは同様の契約については業務委託契約とすることとし、契約手続の方法について課内に周知徹底した。	R4.1.19
	シティプロモーション課	02-7	意見	若者向け魅力発信番組制作及びエフエム放送負担金において、協定書に基づく業務実績報告書として実績が示されていない書類が提出されていたので、適切な事務処理に努められたい。	令和2年10月分から業務実績報告の際に提出する書類を見直し、実績が確認できるよう必要書類を精査し、改めた。	R4.1.19
文化・スポーツ部	「スポーツのまち」づくり課	02-7	指摘事項	財産管理規則に基づき使用を許可している市有財産に係る使用料の算出において、行政財産使用料条例のほか、都市公園条例や道路占用料条例を根拠としている事例が散見された。使用許可の根拠を整理することにより、適正な事務処理をされたい。	令和3年度より財産管理規則に基づき使用を許可している市有財産に係る使用料の算出においては、公有財産区分に応じて、行政財産使用料条例第3条を根拠とした。 また、投影面積による算出が適当でないものは、道路占用料条例第2条別表に定める額を参考に算定し、根拠を整理した事務処理に改めた。	R4.1.14
	「スポーツのまち」づくり課	02-7	指摘事項	指定管理者附隨業務委託に係る契約書において、契約書表紙と契約款の記載に支払方法の不整合があり、また、再委託に係る承認手続が行われていなかったので、適正な事務処理をされたい。	契約書表紙と契約款とで支払方法の整合性がとれるよう記載を改めた。また、再委託に係る承認手続きを行い、適切な事務処理となるよう改めた。	R4.1.14
	「スポーツのまち」づくり課	02-7	指摘事項	学校体育施設開放に係る使用料の減免手続において、減免承認が行われていないにもかかわらず使用料を減免していたので、学校職員の負担軽減に配慮する中で適正な事務処理をされたい。	「スポーツのまち」づくり課にて、新たに令和3年度より減免承認を行い、適切な事務処理を行った。	R4.1.14

定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和2年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
文化・スポーツ部	「スポーツのまち」づくり課	02-7	意見	指定管理者附随業務委託において、一者随意契約により受託者を決定しているが、一者随意契約理由書が作成されていなかったので、委託業務に関する事務手続として適切な事務処理に努められたい。	一者随意契約理由書を作成し、適切な事務処理となるよう改めた。	R4. 1. 14
	「スポーツのまち」づくり課	02-7	意見	本市に事務局がある東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会応援実行委員会に係る事務処理において、業務委託契約に係る一者随意契約理由の根拠規定を誤っており、また、資金前渡金の払出において資金前渡職員の請求・受領がない事例、100万円を超える支払において検査報告書を作成していない事例、変更契約前の支出負担行為決裁書により履行確認をしていた事例などが見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。	令和2年12月に事務処理の確認を徹底するとともに当該実行委員会事務局規程に定める規則に従い、適切な事務処理となるよう改めた。	R4. 1. 14
産業部	観光振興課	03-01	指摘事項	道の駅とよはし体験型観光委託業務において、道の駅とよはしの指定管理者と一者随意契約しているが、委託業務と指定管理業務が重複している部分があるので、委託業務の内容を見直すなど適正な事務処理をされたい。	令和3年度委託業務の情報発信については改めて指定管理者との業務の区分を明確にし、指定管理業務と区分けが難しい「市が発行する観光情報の掲示配布」を仕様書から削除し改善を図った後に、令和3年4月1日付け契約を締結した。	R4. 1. 6
	観光振興課	03-01	意見	愛知県東三河広域観光協議会の規約において、事業計画及び予算を毎会計年度開始前の総会で、議決を経なければならないとあるが、会計年度開始後の5月10日に総会を開催しているので、規約の見直しなど事務局のある豊橋観光コンベンション協会へ適切な指導をするよう努められたい。	監査後に意見について事務局のある豊橋観光コンベンション協会に報告し、規約の見直しを行うよう指導した。その後、令和3年5月19日に開催された令和3年度愛知県東三河広域観光協議会役員会にて規約変更の議題が提出され、承認された。その内容について当課も確認を行った。	R4. 1. 6
	観光振興課	03-01	意見	炎の祭典実行委員会の収支決算書において、本市が支出した負担金の金額に誤りがあったので、収支決算書を確認するとともに事務局のある豊橋商工会議所へ適切な指導をするよう努められたい。	事務局である豊橋商工会議所に意見内容を伝え、改善を図るよう指示。その後、令和3年4月21日に開催された炎の祭典実行委員会にて提出された令和2年度収支決算報告書については、意見内容の改善がされた令和2年度収支決算報告書が報告され、当課もその内容を確認した。 その他の負担金支出団体の書類についても、今後提出される報告書類に誤りがないか確認をしていくよう課内職員への周知を図った。	R4. 1. 6
	農業企画課	03-01	意見	昭和54年から61年に国道23号バイパス及び中島処理場拡張のための代替用地として取得し、希望する地権者がなかったため市が管理することとなった用地について、これまでにもミニゴルフ場等の交換用地等として所管替えや農地としての活用が図られているが、いまだ利用のない用地に対し維持管理費が生じていることから、引き続き有効活用に努められたい。	令和3年度中に現地確認や課内での検討を行った結果、当該土地については、一部池沼となっているなど、農業目的での活用が困難であることが確認できたため、今後は、太陽光発電によるクリーンエネルギーの提供等、転用も含めて幅広く活用を検討していくことと決定した。	R4. 1. 19

定例監査の監査結果に基づく措置結果 (令和2年度)

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
農業委員会	農業委員会事務局	03-01	指摘事項	本市に事務局がある農業後継者花嫁花婿対策推進協議会において、総会による事業計画及び収支予算の議決前に補助金交付申請を行っていたので、適正な事務処理をされたい。	農業後継者花嫁花婿対策推進協議会の総会による事業計画及び収支予算の議決後に、補助金交付申請を行うこととした。 なお、手続きの変更により、男女交流会などのイベントを行うことに特に支障はないものと考えている。	R4. 1. 5
	農業委員会事務局	03-01	意見	農業後継者花嫁花婿対策推進協議会に対する補助金交付において、補助金等交付規則では、必要があると認めるときは概算払又は前金払をすることができるとしているが、決裁において理由の明示もなく概算払としていたので、理由を明示するよう努められたい。	今年度より決裁において概算払とする理由「本補助金のみを財源として男女交流会等の事業を行っていることから」を明示することとした。	R4. 1. 5